

国からの情報提供



内閣府 民間資金等活用事業推進室

企画官 山口 陽

I. PPP／PFI推進アクションプラン(令和8年改定版)の概要

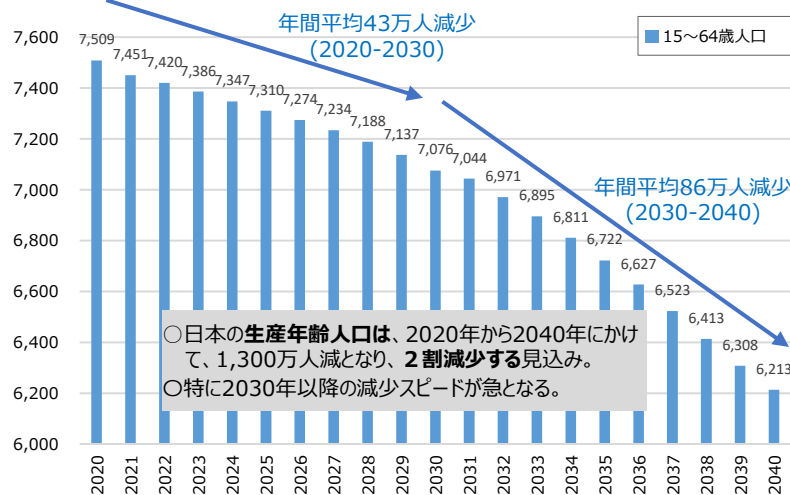
II. 内閣府の支援制度等

(参考)PFI事業の事例

社会情勢を踏まえたPPP/PFIの必要性について

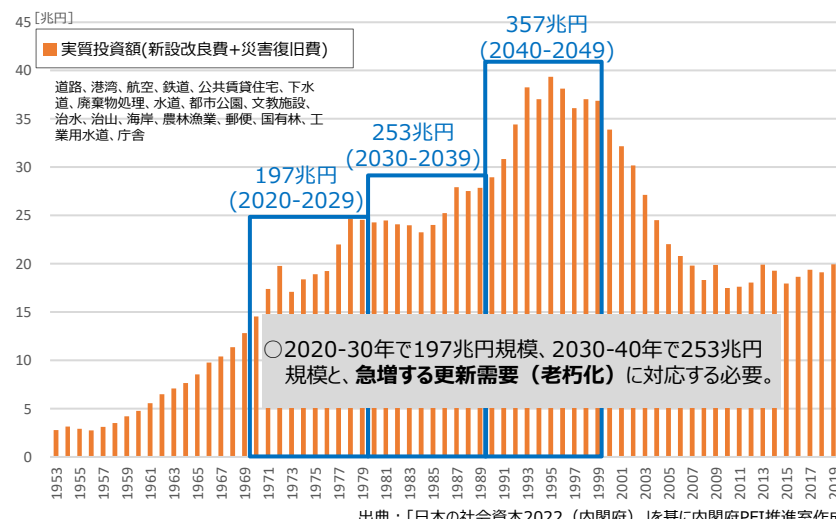
- 生産年齢人口の減少に伴う官民の担い手・技術者の減少、公共施設等の老朽化等の課題が顕在化しており、それらの対応は待ったなし。
- 公共施設等の整備・管理を効率よく行い、持続可能で活力ある社会を実現するため、PPP/PFIの活用が不可欠。

日本の生産年齢人口の推移



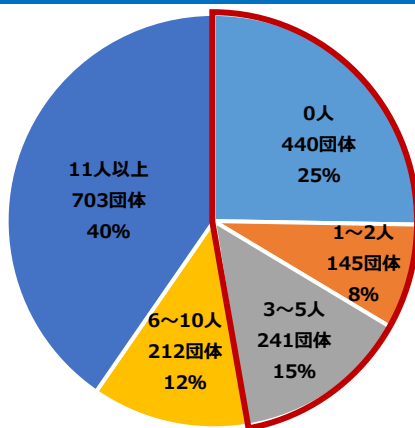
出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所資料）」を基に内閣府PFI推進室作成。

社会資本投資の推移



出典：「日本の社会資本2022（内閣府）」を基に内閣府PFI推進室作成

市区町村における技術系職員数の比較

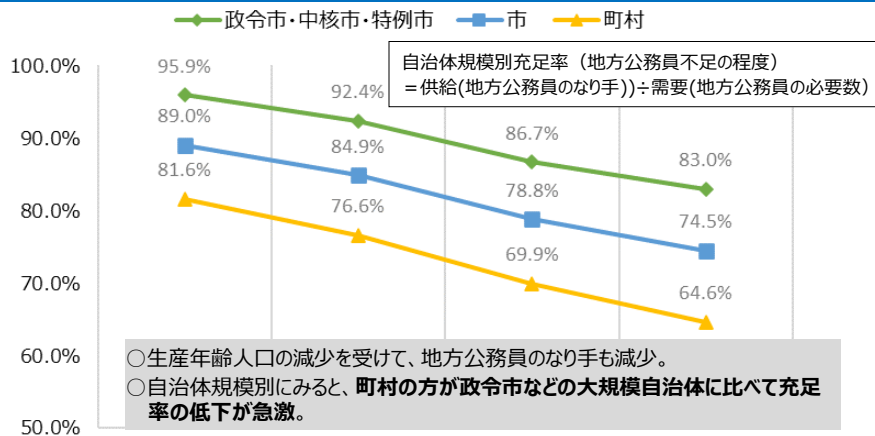


※1 地方公共団体定員管理調査結果（令和6年4月1日時点）より内閣府作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。

※2 技術系職員は土木技術、建築技術として定義。

○市区町村の約半分で技術系職員が5人以下となっており、担い手確保が困難になっている。

地方公務員不足の将来推計



2030年 2035年 2040年 2045年

出典：株式会社日本総合研究所「地方公務員は足りているかー地方自治体の人手不足の現状把握と課題ー（2021年）」を基に内閣府PFI推進室作成

PPP/PFI推進アクションプランのこれまでの進捗状況や直近の事業数の推移

- アクションプランに掲げる2つの目標（事業規模目標及び重点14分野における10年ターゲット目標）は順調に進捗。
- PFI事業数は、平成11年度から令和6年度までに実施方針を公表した累計のPFI事業数は1,154件。
- 平成25年度から令和6年度までに実施方針を公表した累計の公共施設等運営事業数は71件。

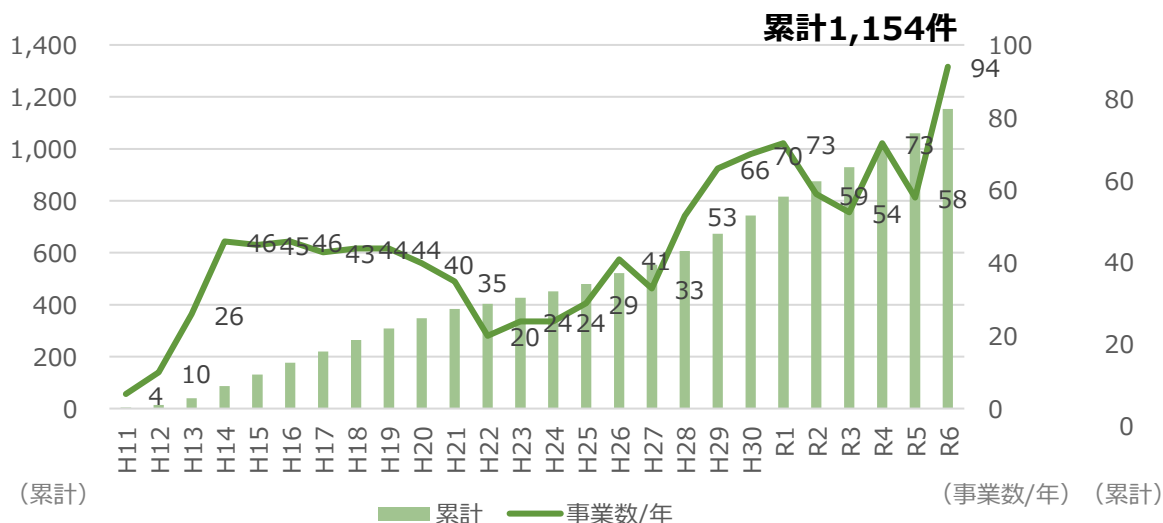
事業規模目標に対する進捗状況

事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	令和6年度 (3年目)	3年間の合計
30兆円	3.9兆円	4.5兆円	4.9兆円	13.3兆円 (44.3%)

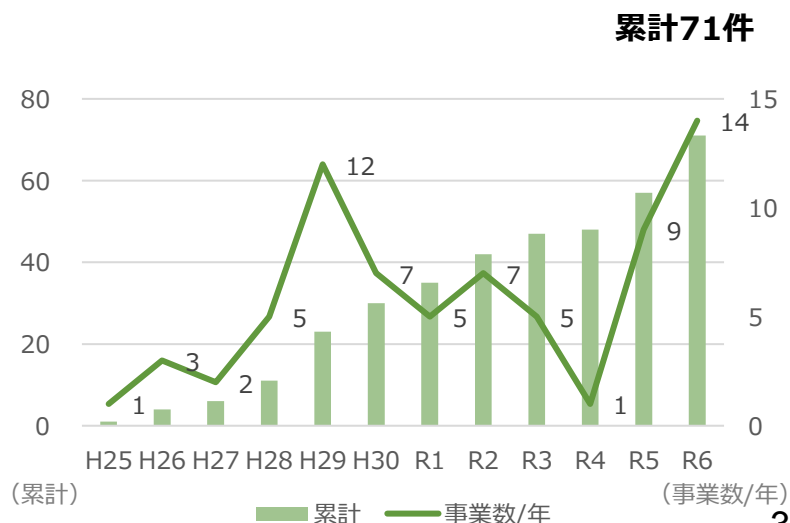
10年ターゲット目標（件数は累積）

10年ターゲット目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)	令和7年度末 (4年目)
重点14分野 650件	87件 (13%)	153件 (24%)	219件 (34%)	308件 (47.4%)

PFI事業数の推移



コンセッション事業数の推移



PPP/PFI推進アクションプラン 令和8年改定について

今般の改定では、物価高騰などの足下の課題への対応の強化に加え、以下の3つの視点を基本的な方向性とする。

- ①強い経済の実現に貢献するため、公共部門における官民連携投資の拡大を目指す【**量の拡大**】
- ②インフラ老朽化・人手不足等の社会的課題に対応するため、重点分野の拡大や各地域の案件形成を図る【**裾野の拡大**】
- ③先導的なPPP/PFIの導入に向けた関係機関の連携強化を図る【**質の向上**】

また今後も毎年各施策のフォローアップを行い、アクションプランを見直す。

1. 強い経済の実現への貢献

- これまでの進捗状況等を踏まえ、**事業規模目標を30兆円から40兆円に見直す**

2. インフラ老朽化・人手不足等の社会的課題に対応するためのPPP/PFIの裾野の拡大

- 国民生活に身近で、かつ施設の老朽化が進行する3つの分野（火葬場、一般廃棄物処理施設、国公立病院）を重点分野に追加し、重点分野を14分野から17分野に拡大
- 重点分野の10年ターゲット目標の見直し（650件から730件）**とそれらの実現に向けた取組の充実 等

3. 各地域における多様な案件の形成支援

- 公共施設等運営権の裾野の拡大
- スモールコンセッションの推進**
- 中小の民間事業者等への情報提供の強化
- PFI推進機構による伴走支援 等

4. 先導的なPPP/PFI導入に向けた関係府省や自治体間の連携強化

- 関係府省が一堂に会するタスクフォースを活用してコンセッションの活用等を含む民間事業者のアイデアを発掘し、関係府省・管理者等とつなぐ仕組み作り
- 分野横断型・広域型PPP/PFIの導入促進を図るための広域型地域プラットフォームの活用等の推進 等

5. 物価高騰等への対応

- 基本方針の変更やガイドライン等の改正・周知
- 地方公共団体への実態調査の充実
- 内閣府ワンストップ窓口の活用
- リスク分担ガイドラインの見直し検討 等

6. その他

- これまでアクションプランに記載の無かった分野の関連施策の追加（警察施設、在外公館、防衛装備品）
- 質の向上を目指したPFI事業の事後評価の推進
- PFI推進機構による戦略的な支援の展開 等

各地域における多様な案件の形成支援

○PPP/PFIは、比較的規模の大きな地方公共団体における導入が先行してきたが、各地域における多様な案件の形成支援を通じ、普及拡大に取り組む必要があるため、公共施設等運営権の裾野の拡大に取り組むとともに、スモールコンセッションの取組強化と目標設定、中小の民間事業者等への情報提供の強化、PFI推進機構による伴走支援等を行う。

①公共施設等運営権の裾野の拡大

公共施設等運営権の設定可否の整理

- ✓ PFI法に基づく基本方針の別表にコンセッションの対象施設の追加、設定可の場合の条件明示を行い、さらなる活用を促す。

BT(R) + コンセッション方式の明確化

- ✓ コンセッションガイドラインについて、公共施設等の建設や改修と運営事業を同一の者が行うことが可能であることを明確化すること等の見直しを検討する。

②スモールコンセッションの取組強化と目標設定

多様な主体による自主的な取組を加速化



- ✓ 遊休公的施設に関する情報のマッピングによる共有・「見える化」
- ✓ 案件形成に向けた官民マッチング等の対話機会の充実
- ✓ スモールコンセッションの実践のための「手引き」を策定し、ノウハウを体系化して発信
- ✓ ワークショップを通じた個別案件の事業化へのきめ細かなサポート

先進事例の創出と効果的な横展開を通じて取組のスパイラルアップ

目標設定

- ✓ 令和13年度までに、100件のスモールコンセッションの事業が具体化

③中小の民間事業者等への情報提供の強化

PPP/PFIに関する事例集等の作成

- ✓ 地域の中小事業者を含めた様々な関係者が、PPP/PFIを導入することで得られる効果や様々な事業手法をそれぞれの立場で分かりやすく感じることができる事例集等の説明ツールを作成し、周知活動を強化する。

手続効率化マニュアルの周知

- ✓ 事業の検討開始から契約締結までの期間短縮化につながる「PFI事業実施手続効率化マニュアル」を地域プラットフォーム等において周知し、積極的な活用を促す。

④PFI推進機構による伴走支援

伴走支援の高度化と地域ニーズの能動的捕捉

- ✓ 自治体へのきめ細かな伴走支援を徹底しつつ、連携協定等のネットワークを活用し、社会課題解決に資するニーズを能動的に補足する

地域自律型の推進体制の整備と人材育成

- ✓ 人材交流や研修等を通じ、地域金融機関と地元事業者の実務能力向上を支援
- ✓ 地元事業者の提案を地域金融機関が支える地域自律型の推進体制を整備し、地域インフラを支える持続的な経済基盤を底上げ

I. PPP／PFI推進アクションプラン(令和8年改定版)の概要

II. 内閣府の支援制度等

(参考)PFI事業の事例

地域プラットフォーム

- 地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場となる「**地域プラットフォーム**」を設置
 - ⇒地域の関係者の**PPP/PFIに対する理解度の向上**
 - ⇒地域の多様な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上**や**その能力を活用した案件の形成を促進**

地域プラットフォームの機能

➤ 普及啓発・人材育成機能

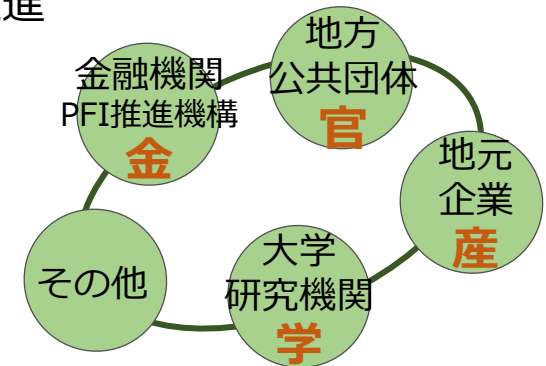
- ・ PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等について**セミナーを開催**
- ・ 自治体職員に対し、具体的な案件形成ができる**人材育成**を推進

➤ 情報発信・官民対話機能

- ・ 具体のPPP/PFI候補案件について、**行政からの情報提供のうえ官民対話等を実施**、事業化に向け次段階へ推進
- ・ 案件の市場性の有無、事業のアイデア
- ・ 民間事業者の参入意向や参入条件 等の意見聴取

➤ 交流機能

- ・ 地元企業によるコンソーシアム組成を容易にする**異業種間のネットワークの構築**



内閣府、国土交通省で地域プラットフォームの形成、運用を支援

全国のPPP／PFI地域プラットフォーム

○PPP/PFI地域プラットフォームとは、地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場である。

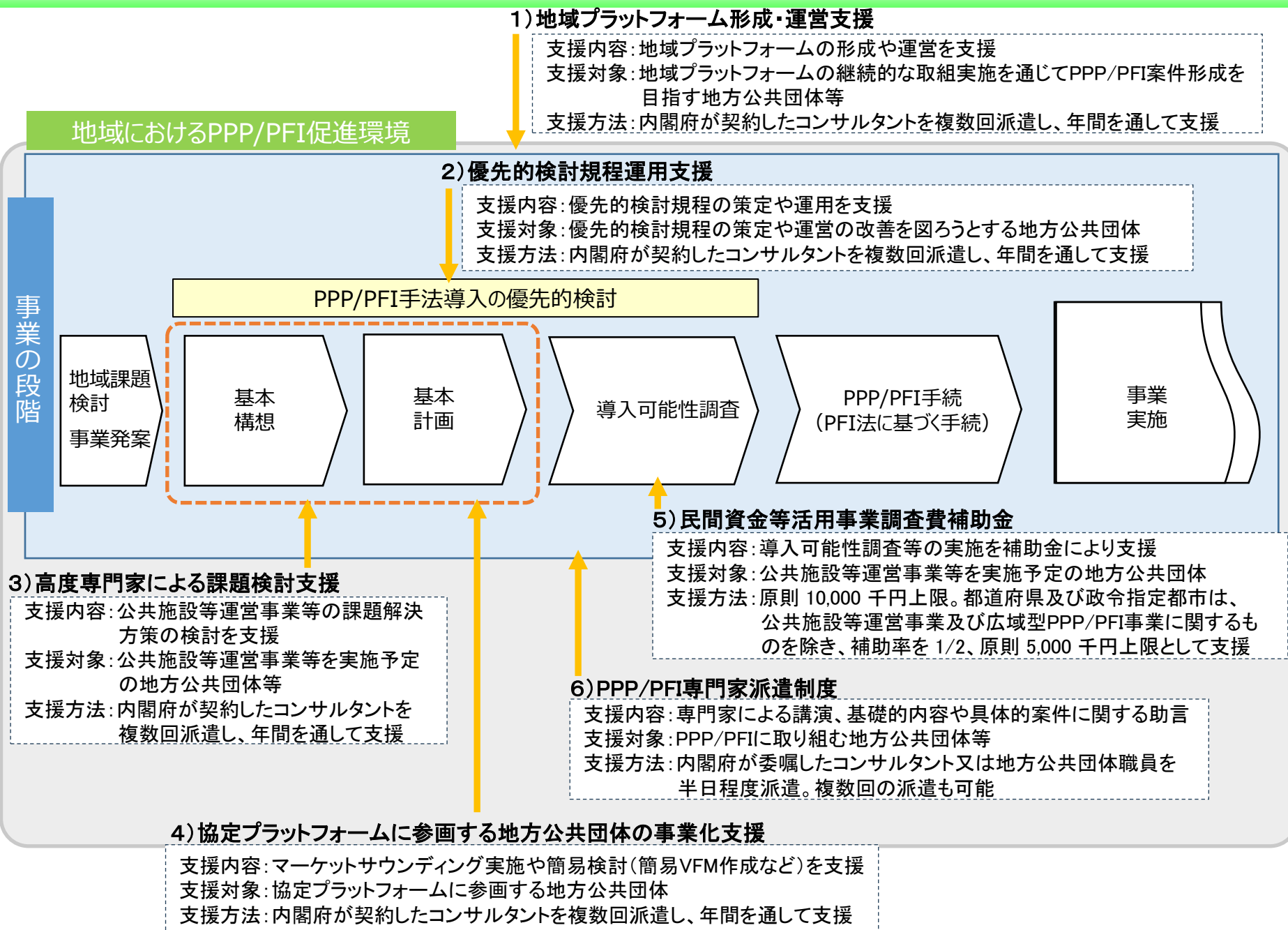
○協定を結んでいないPPP/PFI地域プラットフォームを含めると、**全国で59のPPP/PFI地域プラットフォームが設置されている。**

No.	地域プラットフォーム協定先	No.	地域プラットフォーム協定先	No.	地域プラットフォーム協定先
1	川崎市PPPプラットフォーム	21	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム	41	島根県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
2	とやま地域プラットフォーム	22	静岡県官民連携実践塾	42	えどがわ共創プラットフォーム
3	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	23	佐世保PPPプラットフォーム	43	かながわPPP/PFI地域プラットフォーム
4	ふくい地域プラットフォーム	24	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム	44	さがPPP/PFI研究フォーラム
5	ぎふPPP/PFI推進フォーラム	25	あおもり公民連携事業研究会	No. 地域プラットフォーム非協定先	
6	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	26	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム	A	習志野市公共施設再生プラットフォーム
7	みえ公民連携共創プラットフォーム	27	あきた公民連携地域プラットフォーム	B	浜松市官民連携地域プラットフォーム
8	淡海公民連携研究フォーラム	28	群馬県PPP/PFIプラットフォーム	C	神戸市産官学金連携フォーラム
9	京都府公民連携プラットフォーム	29	横浜PPPプラットフォーム	D	岡山PPP交流広場
10	和歌山県官民連携プラットフォーム	30	福山市公民連携事業推進プラットフォーム	E	福岡PPPプラットフォーム
11	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	31	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム	F	もりおかPPPプラットフォーム
12	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	32	宇都宮PPP/PFI地域プラットフォーム	G	相模原市PPP/PFI地域プラットフォーム
13	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	33	にいがたPPP/PFI研究フォーラム	H	たま公民連携PPP・PFIプラットフォーム
14	徳島県PPP/PFIプラットフォーム	34	岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム	I	泉州地域PPP/PFIプラットフォーム
15	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	35	鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム	J	みやぎ広域PPPプラットフォーム
16	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	36	ふくしまPPP/PFI地域プラットフォーム	K	九州FG PPP/PFIプラットフォーム
17	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	37	埼玉県PPP/PFI地域プラットフォーム	L	茨城県PPP/PFI地域プラットフォーム
18	熊本市公民連携プラットフォーム	38	千葉県PPP/PFI地域プラットフォーム	M	やまがたPPP/PFI地域プラットフォーム
19	宮崎県・地域PPPプラットフォーム	39	長野県PPP/PFI地域プラットフォーム	N	ひょうごPPP/PFIプラットフォーム
20	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	40	奈良県PPP/PFI地域プラットフォーム	O	北海道PPP/PFI推進会議

(注1) 協定を結んでいないPPP/PFI地域プラットフォームについては、内閣府が把握しているもの。

(令和8年10月21日現在)

PPP／PFI推進に活用できる支援制度



民間資金等活用事業調査費補助金

概要

公共施設等運営事業等※を推進するため、地方公共団体に対し、公共施設等運営事業等の導入に係る検討に要する調査委託費を助成することにより、公共施設等運営事業等の案件形成を促進。

※公共施設等運営事業等とはPPP/PFI 推進アクションプラン（令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）における「類型Ⅰ：公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）」、「類型Ⅱ：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業」、「類型Ⅲ：公的不動産の有効活用を図るPPP事業（公的不動産利活用事業）」又は「類型Ⅳ：サービス購入型などのPPP/PFI事業」をいう。

支援内容

■対象機関

公共施設等運営事業等を実施しようとする地方公共団体

■対象分野

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第二条各号に規定されている施設でかつ事業段階が早期である等のため所管省庁が明確でない事業、あるいは、複数の省庁に所管がまたがる事業

（例）公有地における何らかの公共施設整備、公営住宅と社会福祉施設との複合施設、体育館と運動公園の整備、上工下水道一体の管理等

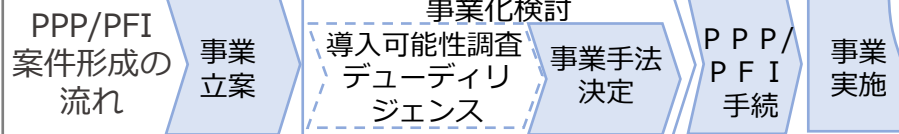
■調査内容

○導入可能調査

- 公共施設等運営事業等の導入前に、公共施設等運営事業等導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、広域化等を検討

○デューディリジェンス

- 公共施設等運営事業等の導入前に、対象施設や対象事業について、資産、法務、財務等の状況を調査するもの

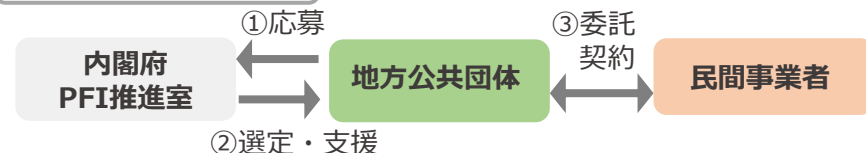


■補助対象経費

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費：原則1,000万円上限。都道府県・政令指定都市は公共施設等運営事業及び広域型PPP/PFI事業※を除き、補助率1/2、原則500万円上限。）

※複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となって実施するPPP/PFI事業

支援スキーム



これまでの支援事例

宮城県上工下水一体官民連携運営事業

宮城県は、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業への公共施設等運営権制度の導入を検討する際に必要となる調査について、本補助を活用して導入可能性調査やデューディリジェンスを実施（H28年）

<事業経緯>

- R1.11 実施方針公表
- R3.3 運営事業者の選定
- R3.12 実施契約の締結
公共施設等運営権の設定
- R4.4 運営事業の開始

<事業範囲>

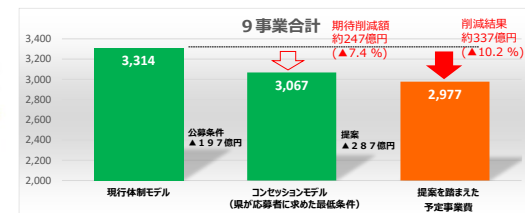


- 契約期間：最長4～5年間
- 契約単位：事業ごと個別契約
- 発注方式：仕様発注

みやぎ型

- 20年間
・従業員の雇用の安定
・人材育成、技術革新が可能
- 9事業を一体で契約
（設備の改築・修繕を含む）
・スケールメリットの発現効果が拡大
- 性能発注
・運営権者が創意工夫

<事業費の削減効果>



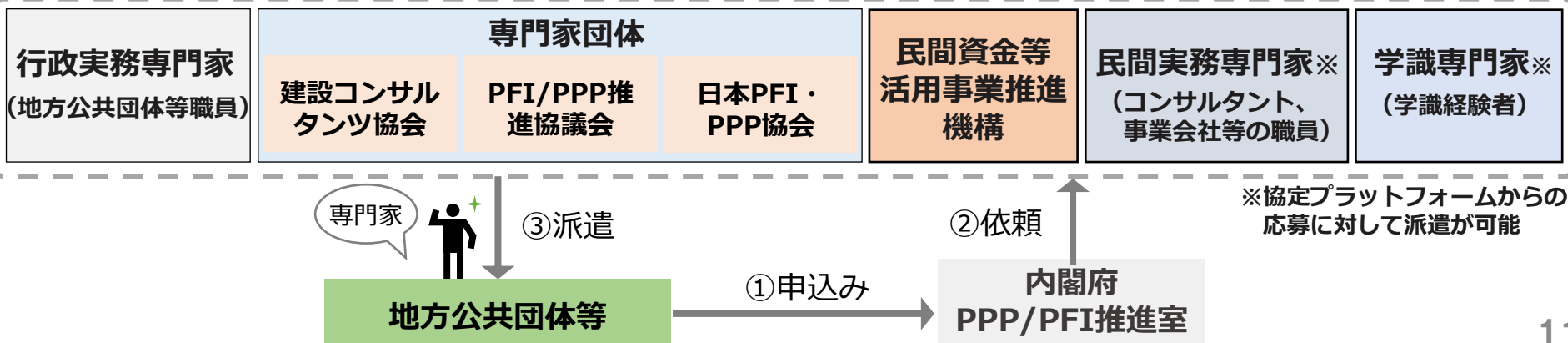
（出典）宮城県HP

PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和6年度末までに延べ585件。
- 令和7年度より、内閣府及び国土交通省と協定を結んでいる地域プラットフォーム（以下、「協定プラットフォーム」という。）事務局からの依頼に応じて派遣できる専門家を拡充。

【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）。
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。
（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）
 - ・ 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
 - ・ 事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールを整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成に関する相談
 - ・ 金融、ファイナンスに関する相談
 - ・ 地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
 - ・ 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
 - ・ 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)

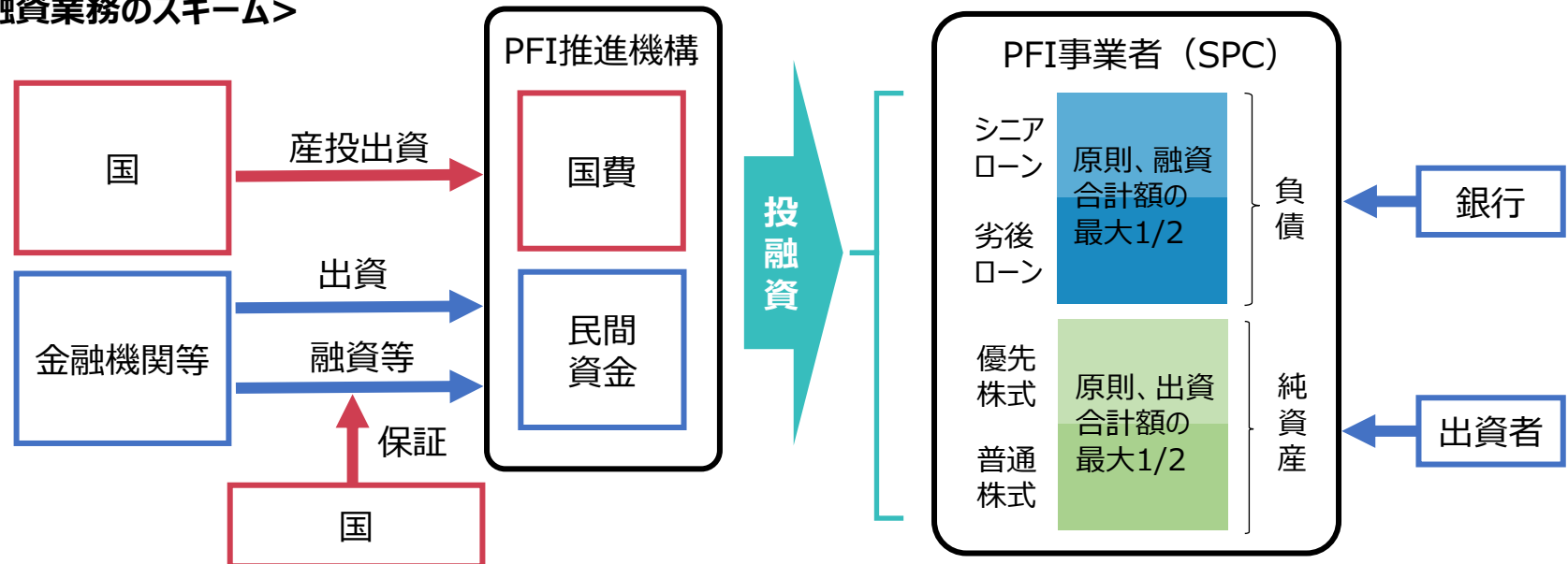
○PFI推進機構は、PFI法に基づきPFI事業の推進を目的として時限的に設立された官民ファンド。

- ①PFI事業（独立採算型及び混合型）に対する投融資や、
- ②地方公共団体等に対する案件形成支援、地域金融機関に対するファイナンス組成のアドバイス等を行う。

<会社概要>

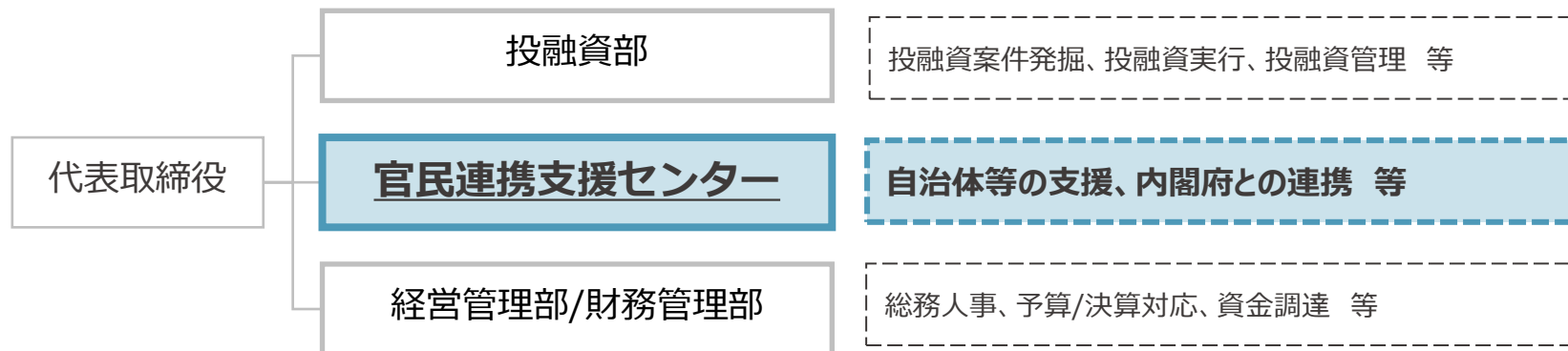
設立	平成25年（2013年）10月7日（平成25年PFI法改正により設立）
存続期間	設立後20年間 ※令和14年度末（2033年3月末）を目途に業務を終了
所在地	東京都千代区大手町1丁目6番1号 大手町ビル8F
資本金等	200億円（政府（産業投資）100億円、民間100億円）
代表取締役会長兼社長	高橋 洋
役職員数	26名（役員7名、職員19名）（令和7年9月末時点）
支援決定件数	64件（令和7年9月末時点）
支援決定金額	約1,446億円（令和7年9月末時点）

<投融資業務のスキーム>



PFI推進機構に設置した官民連携支援センター

- 令和4年のPFI法改正を契機とし、令和6年5月に組織改編を行い、**官民連携支援センターを設置し、地方公共団体等に対する案件形成の支援機能を強化。**
- 令和7年度からは、**ウォーターPPPに係る案件形成の支援**に向けて体制を強化。



- 地方公共団体等の官民連携の検討・実施を、内閣府と連携して豊富なネットワークでサポート
- 事業構想の前段階から事業開始に至るまで、幅広く要望に対応**

STEP 01

目的整理・検討準備

- ・ PPP/PFIの基礎知識を得たい
- ・ 庁内の課題整理をしたい
- ・ 庁内勉強会を開催したい
- ・ 優先的検討規定の策定や運用のアドバイスがほしい
- ・ 庁内の体制構築、予算や議会対応についてアドバイスがほしい

STEP 02

事業構想・課題整理

- ・ 官民連携の事例について知りたい
- ・ 基本構想や基本計画の策定を支援してほしい
- ・ 簡易な導入可能性調査を支援してほしい
- ・ 官民連携の経験者(自治体担当者)を紹介してほしい
- ・ 興味のある民間事業者、地場金融機関の意見を聞いてみたい
- ・ リスク分担や契約書などについてアドバイスがほしい
- ・ 外部有識者としての客観的な意見がほしい

STEP 03

手法比較検討・選定

STEP 04

公募準備以降

- ・ 議会对応や庁内手続についてアドバイスがほしい
- ・ 審査員選定のアドバイス、紹介をしてほしい
- ・ 公共アドバイザーの候補となるコンサルを紹介してほしい

PFI推進機構に設置した官民連携支援センター

□ 地方公共団体への支援の例

対象先	事業分野	サポート内容
自治体A（関東）	文化社会教育	担当者に向けてPPP/PFIの基礎や事業手法について説明 庁内上層部への説明資料作成支援
自治体B（九州・沖縄）	文化社会教育	庁内向け勉強会にてPPP/PFIの導入事例紹介 民間事業者との意見交換をアレンジ
自治体C（中部）	行政（庁舎・宿舍等）	PFIの基礎知識・導入事例について説明 地域金融機関との意見交換をアレンジ
自治体D（中部）	経済地域振興	地域プラットフォーム事務局との意見交換をアレンジ
自治体E（北海道・東北）	経済地域振興	庁内向け勉強会の実施 コンサル会社との意見交換、民間事業者との意見交換をアレンジ
自治体E（近畿）	環境衛生	コンサル会社との意見交換をアレンジ
自治体F（中部）	文化社会教育	内閣府による補助事業の説明 庁内向け勉強会の実施
自治体G（九州・沖縄）	環境衛生	庁内における簡易VFM試算を支援
自治体H（中国）	文化社会教育	事業手法の選択についてアドバイス・情報提供
和歌山県、北海道、 千葉県など	全般	セミナー講演やサウンディングのファシリテーターを実施

□ お問合せ先

右記の担当者まで、お気軽にご連絡ください！

PFI推進機構 官民連携支援センター

中嶋 善浩 ☎080-9087-5464
 ✉yoshihiro.nakajima@pfipcj.co.jp
 野村 直弘 ☎080-9087-5462
 ✉naohiro.nomura@pfipcj.co.jp
 加藤 侑真 ☎070-2199-1813
 ✉yuma.kato@pfipcj.co.jp

PFI推進機構を活用した地方公共団体支援の強化

- 令和4年のPFI法改正を受け、令和6年5月に機構内に**官民連携支援センター**を設置し、**地方公共団体のPPP/PFI導入を包括的に支援**。
- 地方公共団体の**案件形成に向けた継続的フォローアップ**に加え、**地域金融機関との協働による導入支援**や、**地域プラットフォームでの相談対応**を実施。
- 老朽化対策の重要施策である**ウォーターPPP**については、内閣府・国交省・機構と連携しつつ、**地方公共団体の課題把握から専門的助言、情報提供までを一体的に実施**。

《主な活動内容》

内閣府が実施する「PPP/PFI専門家派遣」
終了後の継続的フォローアップ

地域金融機関と協働した地方公共団体への
PPP/PFI活用の働きかけ

PPP/PFI地域プラットフォームでの相談対応

ウォーターPPPの案件形成支援

《主な活動実績》(令和8年2月末時点)

29地方公共団体
うち複数回支援は**11地方公共団体**

協働を提案：新たに12行（累計で全都道府県を網羅）
※足利銀行、埼玉りそな銀行、岩手銀行と新たに連携協定を締結
協働して働きかけ：**12地方公共団体**

22事務局

48地方公共団体

フェーズ 1

目的整理・検討準備

- ・ PPP/PFIの基礎知識の提供
- ・ 庁内課題の整理支援
- ・ 体制構築・予算・議会対応の助言
- ・ 優先的検討規定の策定・運用アドバイス

事業構想の前段階～事業開始までの各フェーズでサポートを実施

フェーズ 2

事業構想・課題整理

- ・ 官民連携事例の紹介
- ・ 基本構想・基本計画の策定支援
- ・ 簡易な導入可能性調査の支援
- ・ 経験自治体担当者・地域金融機関の紹介
- ・ 民間事業者からのヒアリング支援
- ・ リスク分担・契約書等に関する助言

フェーズ 3

手法比較検討・選定

フェーズ 4

公募準備以降

- ・ 議会对応・庁内手続の助言
- ・ 審査員に関する相談・紹介
- ・ 公共アドバイザー候補（コンサル）の紹介

PFI事業基礎データベースの公表(令和8年1月)

OPFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。
(令和7年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)

PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。掲載している情報は、令和7年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

▶ [PFI事業 基礎データベース\(Excel形式:391KB\)](#) 

データ項目(例)

- ・事業分野
- ・事業手法
- ・事業スケジュール
- ・事業者(代表企業、構成企業等)
- ・契約金額
- ・VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyuu/jigyuu_index.html

①事業名・事業主体			③事業内容												
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1 管理者種別	2-2 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途②	3-5. 事業分野②	3-6. 施設用途③	3-7. 事業分野③				
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当				
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当				
④事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)				⑤事業の経過・スケジュール							⑥事業者(落札者)				
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業 手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入① サービス対価(発注 者からの対価)	4-4. 事業者の収入② 利用者等からの収入 (要求水準として内容 指定)	4-5. 事業者の収入③ 利用者等からの収入 (任意)	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/ 実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者 (代表企業)	6-2. 事業者 (その他構成企業)	6-3. 事業者 (協力企業)
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平洋ビルサービス株式会 社	・株式会社日建設計 ・東日本電信電話株式会 社
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・株式会社日建設計 ・株式会社ニッコトラス	・株式会社ニッコトラス

国による支援事業の公表(令和8年8月)

○内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
(※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



内閣府
Cabinet Office

English 検索
内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

国による支援事業

内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図りPPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご活用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。
※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については担当府省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

1. [令和8年度 国による支援事業の概要\(PDF形式:360KB\)](#)
2. [令和8年度 国による支援事業リスト\(Excel形式:48KB\)](#)

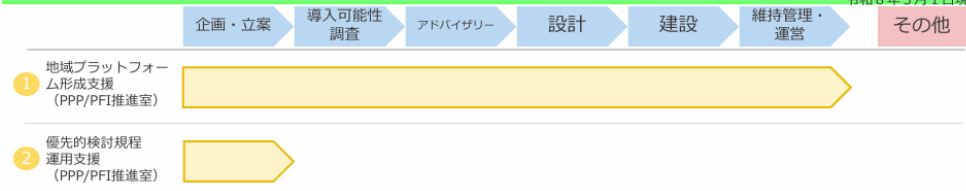
データ項目 (例)

- ・ 支援対象
- ・ 支援対象とする事業段階
- ・ 支援内容 (概要、補助率等)
- ・ 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

国による支援事業の概要 (内閣府) 1/2

令和8年5月1日現在



番号	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階							
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザー	設計	建設	維持管理・運営	その他
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・ 地方公共団体等 ・ 地方公共団体等を構成員として含む構成体	・ 特になし	○							

支援内容				問合せ先		
補助率等	概要	URL	担当部署・課	電話番号	e-mail (任意)	
内閣府が費用を負担	・ 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成や運営を年間を通して支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html	内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)	03-6257-1655		

地方公共団体向けPFI事業実施手続効率化マニュアル

- PPP/PFIに取り組む上で課題となっている手続の煩雑さ、官民双方の負担の軽減、検討期間の長期化と入札不調・不落等に対応するため、PFI事業実施手続効率化マニュアルを令和8年3月に策定。
- PFI事業化の経験豊富な地方公共団体・民間企業・コンサルタントとの議論等から、手続の効率化による期間短縮・負担軽減ができるポイントを抽出。PFI事業の検討を行う実務担当者が事業実施手続を効率的に行うことを目的とする。

マニュアルの構成		効率化の定義	
第1章：マニュアルの目的・アプローチ・対象事業・「効率化」の定義		地方公共団体等がPFI事業実施に<u>必要な手続を適切に実施しながら、手戻りなく、事業実施手続に要する期間やコスト、地方公共団体等の職員や民間事業者に対する負担を軽減</u>すること ➤ <u>必要最低限の事業実施手続を経て手戻りなく、効率的に事業化することを志向</u>するものであり、必要な手続や検討期間をまで省略することで生ずる<u>庁内合意形成や事業実施手続の手戻りや入札不調・不落等を避ける。</u> ➤ 特段の工夫が無いまま、短期間で事業化したもの（例：必要な検討手続や合意形成を省略して公募手続を実施してしまうもの、担当者の一時的な長時間勤務で短縮したもの）は、「効率化」が実現したとはみなさない。	
第2章：PFI事業の事業実施手続全体を通じた効率化			
第3章：PFI事業の事業実施手続の各ステップにおける効率化 (1)構成、(2)基本構想/基本計画、(3)導入可能性調査、(4)実施方針、(5)特定事業選定、(6)民間事業者公募・選定、(7)事業契約締結、(8)事業の実施・モニタリング			
第4章：入札不調・不落等への対策を通じた効率化			
第5章・参考資料：PFI事業実施プロセス例、施設類型別VFM一覧、事例集等			
事業実施手続の効率化		PFI事業実施プロセス例、事例集	
＜事業実施手続全体を通じた効率化方策＞ ➤ 各ステップにおいて効率化を図るとともに、<u>プロセスの最適化</u>や、事業実施手続の<u>実施体制の工夫</u>といった効率化を図ることも重要。 ■ <u>予算策定プロセス、議会時期</u>など柔軟に<u>時期・タイミングを調整することが難しい手続から逆算した工程管理</u> ■ 事業所管部署に対しての<u>事業手続における全庁的な支援、組織としてのノウハウ蓄積・情報共有</u>		＜PFI事業実施プロセス例＞ ➤ <u>議会スケジュール・予算要求時期を重要なマイルストーンとして位置付け、それらを踏まえた地方公共団体の規模別のPFI事業化プロセス例</u>を掲載。 ➤ <u>事業発案から契約手続までの期間が通常の導入検討手続例では48カ月</u>要するところを、各種<u>効率化施策</u>を講じ、<u>期間短縮</u>を図るもの。 ■ 通常の導入検討手続（<u>プロセスガイドラインに準じたプロセス例</u>） ■ 効率化①(<u>中規模以上の地方公共団体向け</u>)：<u>38カ月</u> ■ 効率化②(<u>小規模な地方公共団体向け(当初予算ベース)</u>)：<u>36カ月</u> ■ 効率化③(<u>小規模な地方公共団体向け(補正予算を活用)</u>)：<u>34カ月</u>	
＜事業実施手続の各ステップにおける効率化方策＞ ➤ <u>プロセスガイドラインに則った各フェーズにおける事業実施検討・手続</u>に際し、<u>効率化に資する考え方や具体的な方策</u>について解説。		＜事例集＞ ➤ PFI事業を効率的に事業化検討・手続を実施した5件（神奈川県川崎市、静岡県浜松市、富山県富山市、山口県周南市、宮城県白石市）の先行事例について、机上調査・ヒアリングを実施。 ➤ 「<u>事業概要</u>」、「<u>事業化推進体制</u>」、「<u>事業化ステップにおける工夫</u>」、「<u>事業実施フロー・スケジュール</u>」等を紹介。 ■ 事業化手続ごとの工夫と事業プロセス例を掲載。<u>議会報告、予算要求、庁内意思決定時期を記載</u>し、スケジュール立案の参考となることを意図して作成。	
基本構想/ 基本計画の策定 実施方針の 策定・公表 特定事業の 評価・選定、公表 民間事業者の 公募・選定等 ■ 導入機能や施設規模等の重要な事項を早期に明確化する ■ 早期の情報開示による民間事業者の応札等の準備の促進 ■ 時点に応じた効率的な事業費・VFMの算定 ■ 民間事業者の過度な負担を避けた提案書式の整備			
＜入札不調・不落等への対策を通じた効率化＞ ➤ 適正な事業費を確保するため、削減率のあり方や予算化に際して、<u>実勢価格の水準について留意</u>する。<u>早期段階から民間の意見を適宜取り入れる。</u>			

18

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室

受付フォームはこちら⇒<<https://form.cao.go.jp/pfi/opinion-0028.html>>

※電話によるお問合せも可能です。 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

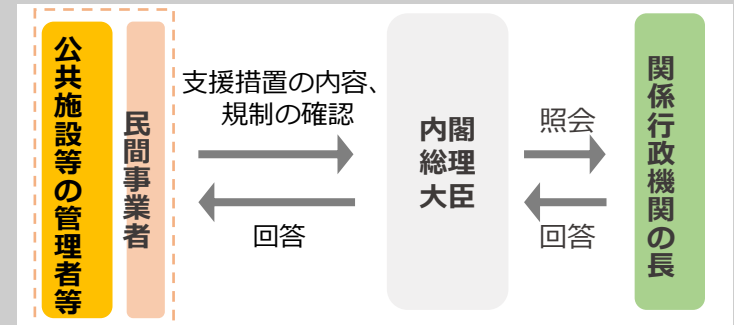
4. PPP/PFI優先的検討規程

- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



I. PPP／PFI推進アクションプラン(令和8年改定版)の概要

II. 内閣府の支援制度等

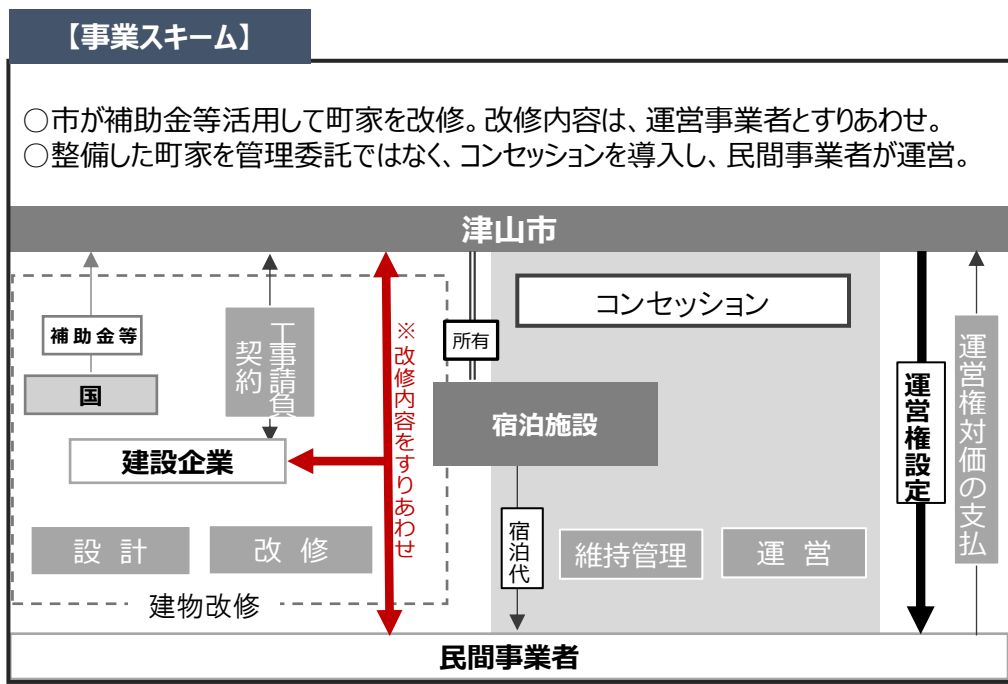
(参考)PFI事業の事例

旧荻田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業

課題

○国の重要伝統的建造物群保存地区の城東地区の観光資源を活用し、拠点とするため
市の歳出を抑え歳入を増やすとともに、観光客の誘致、地域のにぎわいの創出と地域活性化、域内需要の拡大を図る

【概要】	
実施自治体	岡山県津山市
事業方式	PFI（コンセッション方式） ※改修工事は市が補助制度活用し実施
事業期間	令和2年7月～令和22年3月末日
契約金額	運営権対価：約7400万円（令和5年3月末まで分割払い猶予） ※改修工事費：約1.9億円
施設概要	宿泊施設
事業実施主体	株式会社HNA津山（宿泊業／本社岡山県津山市）



【事業の効果】

- 指定管理の場合、委託費用（毎年約300万円）の歳出が必要。
→コンセッションの導入により、毎年約450万円の運営権対価の歳入。
ランニングコスト：-300万円/年 ▶ +450万円/年
- 町家を活用したハイブランドな宿泊施設の運営が国際的に評価。
→ ミシュランガイド4パビリオン（4つ星）を獲得。

改修施設内部は、快適な宿泊環境を提供しています。ミシュランガイド4つ星の表彰状は、施設の国際的な評価を示しています。

【事業開始後の工夫】

- 民間事業者に対し、年1回運営状況やアンケートなどのモニタリング実施
- 民間事業者のホームページ等による広報活動

ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

